

# Aエリアの換地について

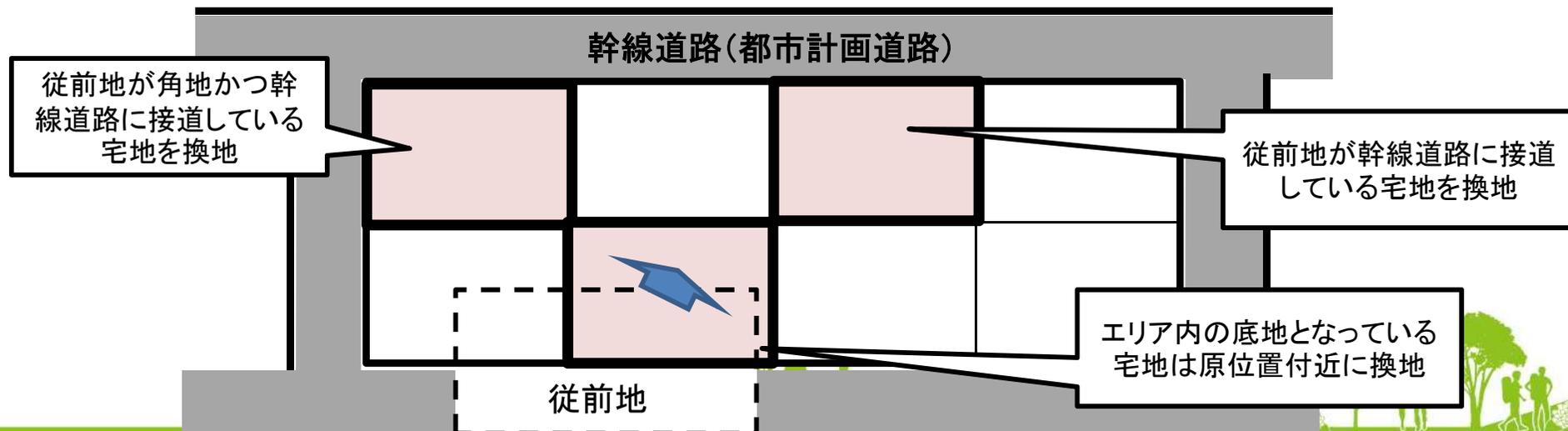
エリア内の位置の決定については、土地区画整理法第89条第1項（照応の原則）に基づき、エリア内において従前の宅地と換地が照応するように、以下のとおり換地を定めました。

## <Aエリア 換地の位置の決定方法>

- エリアの底地となっている宅地 ⇒ 原則、原位置付近に換地
- 幹線道路に接道している宅地 ⇒ 原則、幹線道路に接道している位置に換地
- 角地の宅地 ⇒ 原則、角地に換地
- その他の宅地 ⇒ 上記の宅地を換地後、従前地の位置、希望等※を考慮した位置に換地

※換地申出書の特記事項に記載された希望については、他の宅地所有者の換地に影響を及ぼさない範囲で考慮する

Aエリア換地位置の決定方法(イメージ)



# Bエリアの換地について

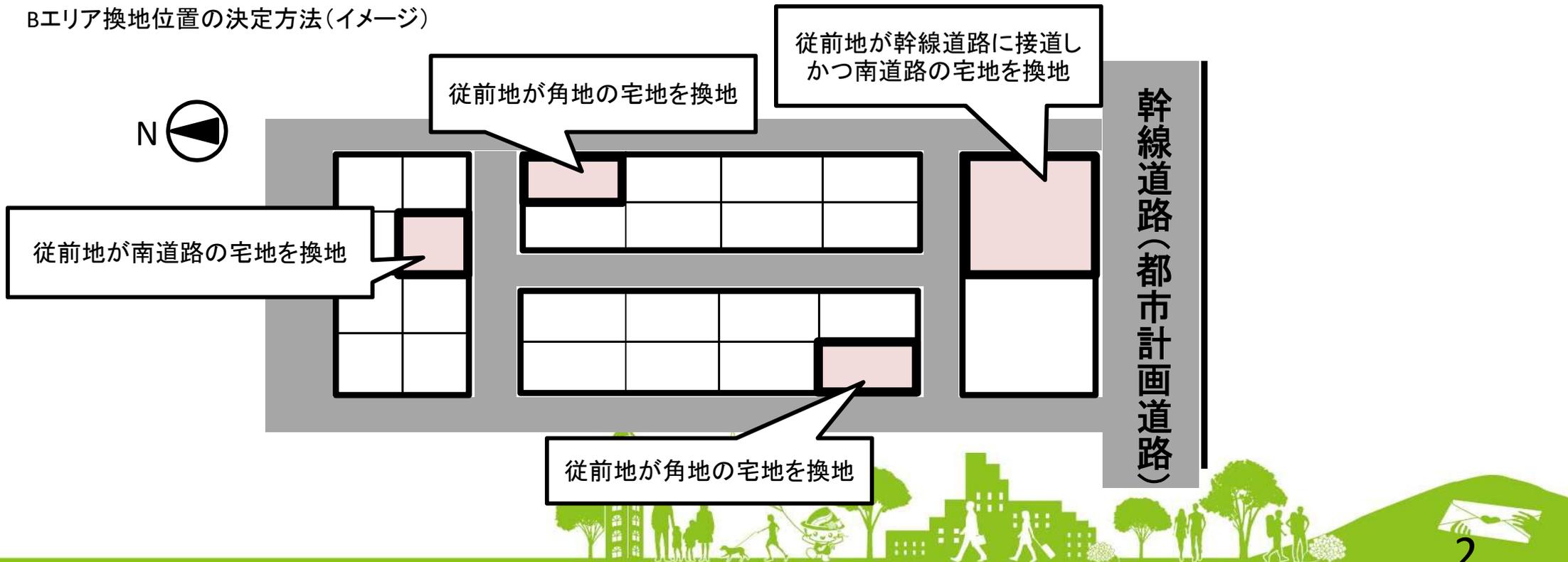
エリア内の位置の決定については、土地区画整理法第89条第1項（照応の原則）に基づき、エリア内において従前の宅地と換地が照応するように、以下のとおり換地を定めました。

## <Bエリア 換地の位置の決定方法>

- 幹線道路に接道している宅地 ⇒ 原則、幹線道路に接道している位置に換地
- 角地の宅地 ⇒ 原則、角地に換地
- 南道路の宅地 ⇒ 原則、南道路の位置に換地
- その他の宅地 ⇒ 上記の宅地を換地後、従前地の位置、希望等\*を考慮した位置に換地

※換地申出書の特記事項に記載された希望については、他の宅地所有者の換地に影響を及ぼさない範囲で考慮する

## Bエリア換地位置の決定方法(イメージ)



# Dエリアの換地について

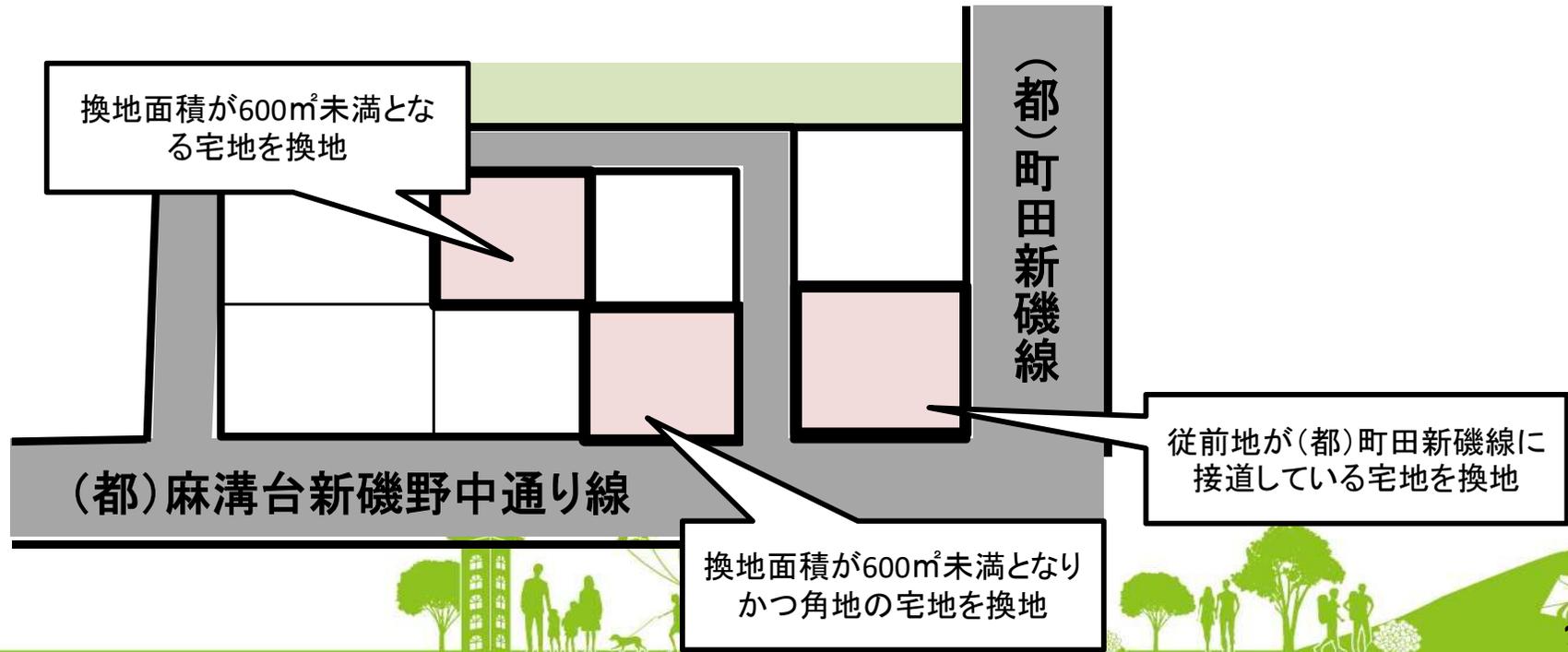
エリア内の位置の決定については、土地区画整理法第89条第1項（照応の原則）に基づき、エリア内において従前の宅地と換地が照応するように、以下のとおり換地を定めました。

## <Dエリア 換地の位置の決定方法>

- |                   |   |                                 |
|-------------------|---|---------------------------------|
| （都）町田新磯線に接道している宅地 | ⇒ | 原則、（都）町田新磯線に接道している位置に換地         |
| 換地面積が600㎡未満となる宅地  | ⇒ | 原則、15-2街区内（区画道路内側）に換地           |
| 角地の宅地             | ⇒ | 原則、角地に換地                        |
| その他の宅地            | ⇒ | 上記の宅地を換地後、従前地の位置、希望等※を考慮した位置に換地 |

※換地申出書の特記事項に記載された希望については、他の宅地所有者の換地に影響を及ぼさない範囲で考慮する

## Dエリア換地位置の決定方法（イメージ）



# Fエリアの換地について

エリア内の位置の決定については、土地区画整理法第89条第1項（照応の原則）に基づき、エリア内において従前の宅地と換地が照応するように、以下のとおり換地を定めました。

<Fエリア 換地の位置の決定方法>

角地の宅地

⇒ 原則、角地に換地

その他の宅地

⇒ 上記の宅地を換地後、従前地の位置、希望等\*を考慮した位置に換地

\*換地申出書の特記事項に記載された希望については、他の宅地所有者の換地に影響を及ぼさない範囲で考慮する

Fエリア換地位置の決定方法(イメージ)

